

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第140回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年1月23日（火）10時00分～10時53分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、
大谷 和子、西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、
矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
井上料金サービス課長、柴田料金サービス課課長補佐、
竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
安西料金サービス課消費者契約適正化推進室長、
佐藤料金サービス課消費者契約適正化推進室課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の

改定等) について【第 3 1 7 6 号】

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令
第 6 号）の一部改正【諮問第 3 1 7 7 号】

開 会

○三友部会長 おはようございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第140回を開催いたします。

本日もウェブ審議を開催しておりまして、委員9名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてからの御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は答申事項1件、諮問事項2件でございます。

議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3174号】

○三友部会長 初めに、諮問第3174号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、審議いたします。

本件は、昨年11月22日水曜日開催の当部会において総務大臣から諮問を受けて審議を行い、総務省において、11月23日木曜日から12月22日金曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、12月27日水曜日から本年1月12日金曜日までの間、第2回目の意見招請を実施いたしました。その結果を踏まえ、接続委員会において調査、検討を行っていただきました。

委員会での検討結果につきましては、接続委員会の相田主査より御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしく願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3174号「電気通信事業法施行規則等の一部改正」につきまして、接続委員会における調査、検討の結果を御報告いたします。

資料140-1を御覧ください。下側の通し番号33ページに、本件、改正概要についての記載がございます。

本件は、昨年9月の「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」を踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、電話等の音声サービスに係る接続料について、「ビル&キープ方式」の選択を可能とするための規定の整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど三友部会長から御説明がございましたとおり、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見及び再意見を踏まえ、1月17日水曜日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見についての考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページでございます報告書に示したとおり、本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められる旨、御報告いたします。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号2ページ以降に取りまとめてあります。その詳細につきましては、総務省から御説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐　それでは、資料140-1、下側の通し番号2ページにお戻りいただきまして、提出のありました意見と、それに対する接続委員会として取りまとめた考え方につきまして、御説明をさせていただきます。

意見募集、再意見募集を行いまして、意見募集に関しては13者、再意見募集については4者からの意見提出があったものでございます。

次のページに進んでいただきまして、意見1から4までは、ビル&キープ方式の導入、選択可能化、原則化等についての御意見でございます。非常に大部でございますので、代表的なものを中心に述べさせていただきます。

意見1、NTT東日本・西日本からの意見でございます。

固定電話網のIP網への移行後には、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を採用することが最適。引き続き検討を進めるべき。本省令案は、全事業者、一律・公平にビル&キープ方式を採用するためのステップとして一定の意義があるというものでございます。

それに対する再意見でございますが、1つ目及び2つ目の黒丸はKDDIからの意見

でございます。

市場の縮小傾向、固定電話網の I P 網への移行、トラヒック・ポンピングの出現等の音声接続等を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式の導入が望ましい。本省令案は、まずは部分的な導入を図る方策として制度整備を進めるものであり、意見前段及び中段に賛同というものでございます。

その後、3つ目及び4つ目の黒丸がソフトバンクからの意見でございます。

本省令案は、接続料の算定等に関する研究会における議論等を踏まえれば、指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づき、ビル&キープ方式が選択可能になるものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップではない。ビル&キープ方式の原則化は、適切なコスト回収の原則から逸脱する点、契約者数の多寡により有利・不利になり健全な競争に悪影響を及ぼす点に問題があり、適切ではないとの意見でございます。

これらに対して接続委員会の考え方でございますが、右側の考え方1でございます。

まず、意見については、ビル&キープ方式の選択可能化に賛同の御意見として承っております。なお、ビル&キープ方式を原則化することについては、研究会第七次報告書において、丁寧な議論が必要であり、固定電話網の I P 網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当と整理されたとおり、総務省においては、関係事業者の意見も踏まえつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当としております。

意見2、3及び4につきましては、類似の意見・再意見である部分が多いため、割愛させていただきます。

続きまして、意見の5から8まで、ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置等でございます。

意見5は、NTT東日本・西日本からの意見でございます。

ビル&キープ方式の採用に当たっては、次の点に留意する必要。この考え方の下、本省令案に則って、関係事業者と協議しつつ、具体的な合意の基準について検討していく。合意に基づき、選択可能とする間は、いずれの事業者も相手方事業者からビル&キープ方式の採用を強制されるものではないこと、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で柔軟な運用を可能とすべきものであること、との意見でございます。これに対する再

意見はございません。

接続委員会の考え方、考え方5でございますが、本省令案においては、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準が満たすべき要件が規定されているが、合意の基準そのものを規定しているものではなく、制度が指定設備設置事業者に、ビル&キープ方式の採用を強要するものではない。ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準については、まずは省令の規定やその趣旨を踏まえ、接続事業者に丁寧に説明しつつ、各指定設備設置事業者において適切に検討すべきものとするが、本省令案の趣旨等を踏まえれば、当該基準については、公平であるほか、具体的・合理的であることが適当としております。

続きまして、意見6、楽天モバイルからの意見でございます。

本省令案において、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理であること、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準の満たすべき要件について、指定設備設置事業者間で解釈に差異が生じることを防ぐため、協議円滑化ガイドライン等において、より具体的な記述が行われるよう検討を要望するとの意見でございます。

これに対する考え方6でございますが、賛同の御意見として承っております。意見後段については、総務省において、制度の円滑な導入を図る観点から、必要に応じ、関係事業者丁寧に丁寧な説明を行うことが適当としております。また、選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しを検討することが適当としているものでございます。

続きまして、意見7、中部テレコミュニケーションズからの意見でございます。

指定設備設置事業者からのビル&キープ方式採用の申入れに同意しなかった場合に、通常の事業者間精算方式に係る議論において、ビル&キープ方式に誘導されることも想定される。総務省において、協議・合意状況を注視することを要望する。万が一、ビル&キープ方式の導入の強要が生じ、又は生じるおそれがある事案が散見された場合には、必要に応じてガイドラインの改定等の追加の措置について検討を行うことを要望するとの意見でございます。

これに対する考え方7でございますが、通常の事業者間精算方式を取る場合の非指定設備に係る接続料の適正性については、原則として事業者間協議を通じて確保されるべきものと承知しており、本省令案による制度整備後も引き続き、接続当事者間で円滑に協議が行われることが重要と考える。協議が不調等となった場合には紛争処理スキ-

ムを利用することも可能だが、意見で指摘されているような「誘導」を指定設備設置事業者が行うことについては、本省令案の趣旨に照らしても適切ではないと考える。いずれにせよ、総務省において選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じて、ガイドライン等の見直しを検討することが適当としております。

意見8は、これまでの内容と同様であるため割愛いたします。

意見9から15までは、ビル&キープ方式と利用者料金との関係等についての御意見でございます。ここも非常に多くございますので、代表的なものをいくつか御説明をさせていただきます。

意見9でございますが、NTTドコモからの意見でございます。意見中、ビル&キープ方式を選択可能とする場合には、エンドエンド料金の維持が本来あるべき。一方、本省令案により、指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式の導入が可能となることは、同方式の推進に資するものとして賛同。ただし、本制度整備が実質的な料金規制として機能し、利用者料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要。指定設備設置事業者が、着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結することが、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意することを要望する。トラヒック・ポンピングについては、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を改定し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすべき。5つ目の黒丸は原則化に関する御意見、6つ目の黒丸は、ショートメッセージサービスをビル&キープ方式の対象に含めることを要望するとの意見をいただいております。

それに対する再意見でございます。再意見9は1つ目の黒丸がKDDIからの意見でございます。

本制度整備による新たな料金設定等は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&キープ方式を選択するに当たって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解している。

ソフトバンクから、2つ目から4つ目までの黒丸の再意見でございます。

ビル&キープをぶつ切りでの料金設定とし、着信側事業者の請求する料金を着信側ユ

一々に請求する基本料金に含むとの整理は、事業者による利用者料金設定の自由度が制限されること及びエンドエンド料金設定が一般的であることから不適切であり、エンドエンド料金設定をベースとしたビル&キープ方式が本来あるべき姿であるとの意見に賛同。必要であれば法改正も含めた対応をすべき。また、原則化に反対等の意見。また、トラヒック・ポンピングについて、裁定方針にビル&キープ方式を採用できるよう規定を追加することは、裁定方針の趣旨が適正な原価を回収するためのものであること、ビル&キープ方式は接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることが適当であること等から適切ではないとの再意見でございます。

これに対する考え方9でございますが、まず、意見について賛同の御意見として承っております。本省令案におけるビル&キープ方式の位置づけは指定設備との接続において新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知している。トラヒック・ポンピングは、速やかな解決を要する問題であるものの、総務省においては、研究会第七次報告書の考え方などを踏まえ、まずはトラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当としてございます。

なお、裁定方針は、同研究会での過去の議論も踏まえ、「個別的ではない接続料についての基本的な考え方」について「裁定があった場合の考え方」を総務省が前もって示したものであると承知しており、選択可能となったビル&キープ方式を裁定方針に取り入れることの適否については方針策定の趣旨を踏まえて検討することが適当としてございます。

ビル&キープの原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりですが、ショートメッセージサービスに関する意見については、本省令案に係るこれまでの議論では、専ら電話等の音声サービスにおけるビル&キープ方式が念頭にあったと承知しており、その他のサービスに係る接続におけるビル&キープ方式の取扱いについては、関係事業者の意見も踏まえつつ、総務省において、必要に応じて検討することが適当としているものでございます。

続きまして、意見10はソフトバンクからの意見でございます。

ビル&キープ方式をぶつ切りでの料金設定を前提として整理する場合、本省令案のように、利用者料金の設定方法の制限が必要と認識。着信側事業者が請求する料金を着信側利用者に請求する基本料金に含む場合、着信数が少ない利用者にも着信数が多い利用

者分のコストも含めて等しく負担いただくことになるが、本来、このような利用者料金
の設定方法は事業者が決めるべきであり、省令で規定すべきではない。利用者料金の設
定方法を省令で制限する必要のないエンドエンド料金設定を前提としたビル&キープ方
式が実現できるよう、必要であれば法改正も含めて対応すべきとの意見でございます。

それに対する再意見は、NTTドコモからでございます。

ビル&キープ方式の選択可能化は、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の
推進に資するものであり、早期に導入すべき。本制度の運用状況について、事業者間の
認識のそご等が生じないよう、必要な注視をしつつ、仮に問題が発生すれば、速やかに
必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&キープ方式を早期に導入することが
適当。ビル&キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えで
あり、本制度整備を受け、原則化のステップとして、部分的な導入を促すため、協議を
進めていく考えとの再意見でございます。

考え方10でございますが、本省令案におけるビル&キープ方式の位置づけは、指定
設備との接続において、新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用
者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知しているが、意見については、総
務省における今後の検討の参考とすることが適当としているものでございます。

続きまして、意見12、NTT東日本・西日本からの意見でございます。

利用者料金の設定について、発信側・着信側、双方の利用者の混乱が生じない対応が
必要であり、その対応は、指定設備設置事業者・非指定事業者を問わず実施すべき。こ
の点、協議円滑化ガイドラインにおける非指定事業者に係る規定に賛同との意見ござ
います。

これに対する考え方12でございますが、本省令案等を踏まえた事業者間精算方式の
変更については、従前からの利用者対応の在り方を変更するものではなく、これを行う
電気通信事業者にあつては、契約約款等の規定の整理も含め、適切な利用者対応を行う
ことが望ましいとしてございます。また、非指定設備間の接続において、本省令案と異
なる整理でビル&キープ方式を導入することも可能だが、電気通信事業者間の接続協議
の簡素化等の点から、ガイドラインにおける位置づけを参考に検討されることが望まし
いとしております。

以上が代表的な意見、再意見及びそれに対する考え方でございます。なお、意見1か
ら意見15のいずれにおいても、修正は「無」としておりまして、この意見及び再意見

に基づく省令案の修正はないと取りまとめていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。御意見、御質問ございませんでしょうか。

私から1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、ビル&キープ方式が機能するためには、双方がほぼ同じような規模の事業者であることが非常に重要だと思いますが、現実にはそうはなっていない。実際、この方式を選択可能とすることによって、弱い事業者が不利を受ける、不利な状況になることもあり得るかと思いますが、これに対して、いろいろ対策を取られている点、あるいは考慮されている点について、少し追加の御説明をいただけますでしょうか。

○相田接続委員会主査　　パブリックコメントの中でも意見が幾通りか分かれておりますが、今、三友部会長がおっしゃられたとおり、事業者によっては、ビル&キープ方式にすると、非常にシンプルに言いますと不利になるため、決してビル&キープ方式を強要するようなことがあってはならない、あくまで両事業者が合意したときに採用できるものであるべき、というのが研究会のときからのスタンスです。原則化が望ましいとの意見の事業者もおられますが、当面の間はあくまで、両者が合意した場合のみビル&キープ方式を採用すると考えております。

総務省から何か補足いただけますでしょうか。

○柴田料金サービス課課長補佐　　総務省でございます。

もちろん、双方の事業者がほぼ同じ規模であることによって、合意につながることもあり得ますけれども、そうでなくても、事業者間でお互いにビル&キープ方式を希望し、合意が成立すれば、双方の規模やネットワークの性質にかかわらず、導入することが可能となるものでございます。

そのような中、先ほど相田主査からもありましたとおり、指定設備設置事業者による強要が生じてはいけませんので、今般の措置がございまして、具体的には、指定設備設置事業者が、差別的に合意の相手を選ぶことができないよう、合意の基準を接続約款の中に規定することとしているものでございます。

以上でございます。

○三友部会長 どうも御説明ありがとうございました。よく分かりました。

委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、諮問第3174号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

どうも相田主査、ありがとうございました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について【第3176号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3176号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）について」、まず、総務省から御説明をお願いいたします。

○竹内料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の竹内でございます。諮問第3176号につきまして、概要を御説明いたします。

ページをおめくりいただき、通し番号3ページ、右肩1ページ目を御覧ください。

本諮問の内容は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更認可の申請があったものでございます。

申請をいただいた日は1月16日でございます。

ページおめくりいただき、右肩2ページ目を御覧ください。

接続約款の変更について、毎年度、何回かに分けて申請されているものでございますが、今回申請されたものは、表中に今次申請と書いてある内容でございます。具体的には実績原価方式に基づく接続料の改定等を行うものであり、令和6年度のドライカップ等に係る接続料の改定等と加入光ファイバに係る接続料の改定等でございます。

加入光ファイバ接続料につきましては、昨年夏、令和5年度から令和7年度分までの接続料について、将来原価方式で3年分まとめて認可したところでございますが、今般、乖離額調整等に関する申請がまいりましたものでございます。

加えて、資料の一番下でございます。接続約款の変更そのものではございませんが、認可申請に併せて行う報告といたしまして、スタックテストの結果等につきましても御報告いただいております。

それでは、次ページ以降、詳細の内容について御説明させていただきます。説明内容が大部にわたりますので、恐縮ですが、ポイントに絞って御説明いたします。

まず、4ページ目を御覧ください。

主な変更点、変更内容につきましては、こちらに書いてあるとおりでございます。

5ページ目を御覧ください。

まずは、加入光ファイバ接続料の改定等でございます。御参考でございますが、御案内のとおり、加入光ファイバに関しまして、どの範囲を将来原価方式で接続料を算定しているかお示ししたものでございます。

続いて、右肩6ページ目を御覧ください。接続料の推移の具体的な内容でございます。

平成28年度から令和7年度までの推移を示しているものでございますが、お示ししていますとおり、しばらくの間、低廉化が続いてきたところでございます。黄色塗りつぶしの部分が、昨年夏に将来原価方式により3年分の接続料を認可したものでございますが、中央の令和6年度分の接続料について、今回変更の認可申請がございました。

具体的には、認可内容からNTT東日本・西日本、それぞれシェアドアクセス、シングルスター双方について、30円台から40円程度認可済接続料から上昇しているところでございます。

どのような要因かにつきましては、次ページ以降で御紹介いたしますが、令和4年度の乖離額が令和6年度分に加算される構図になっており、それが原因となって、これ額が上積みされているものでございます。

右肩7ページ目を御覧ください。

まず1つ目の丸でございますが、まず接続料規則上の整理でございます。

加入光ファイバにつきましては、接続料を将来原価方式で算定しているわけでございますが、将来原価方式については、条文中、調整額はゼロと規定されているわけでございますので、原則として、こういった対応は認められておりません。一方で、接続料規

則第3条に基づき、一定の場合には、総務大臣の許可を受ければ、乖離額を原価に算入することは認められます。通例、加入光ファイバ接続料につきましては、内容を吟味いたしました上で、特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することを認めているところでございます。

4つ目の丸でございますが、先ほど申し上げた接続料の増の要因について、こういった要因があるのかご説明いたします。

まず、接続料の原価につきましては、設備運営管理費と報酬に大きく二分されるものでございますが、まずは設備運営管理費につきましては、NTT東日本・西日本双方におきまして、費用の効率化を実施いただいているものでございますが、一方、例えばNTT東日本では道路占用料の上昇といったコストの増加があると聞いております。

NTT東日本・西日本が電柱等を道路に設置する場合に、道路管理者に対して道路占用料をお支払いする必要があるわけでございますが、こちらの占用料は、地価等に牽連しているものでございまして、直近の地価の上昇に影響を強く受けていると聞いております。したがって、そういったことも要因としてあり、お示しした差分が生じているところでございます。

もう一つ、報酬の部分でございます。こちらにつきましては、ゼロ金利政策もあり、金利が低い水準に抑えられてきたわけでございますけれども、直近、様々な要因で、長期金利が少しずつ上昇しております。そういった中、国債利回りの上昇により、自己資本利益率や他人資本利子率の上昇等の影響により、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、一定額の差分が生じているものでございます。

申し上げたように、主に2つの要因があり、一定の差分が出ているところでございまして、そちらを令和6年度分の接続料に反映することが、今回ございました乖離額調整の申請の内容でございます。

右肩8ページ目を御覧ください。

今、申し上げたのは、コスト増の要因でございますが、一方で、NTT東日本・西日本におかれましては、加入光ファイバ接続料に係るコストの効率化や削減の取組といったものについても継続的に実施しているところでございます。

令和4年度分につきましては、NTT東日本・西日本それぞれについて実績値をお示ししていただいているところでございますが、お示ししてございますとおり、両社それぞれ170億円台から190億円台の費用削減をしていただいたところでございます。光

ファイバの耐用年数の見直しも大きく効いているわけですが、それ以外にも、細かい企業努力等を積み重ねていただき、一定額の費用削減をしていただいております。

これまで申し上げた点も勘案いたしまして、総務省といたしましては、今回の申請内容を吟味させていただきましたところ、接続料規則や電気通信事業法施行規則といった内容に照らして、特段問題ある内容を認められなかったところがございます、こちらについては認可することが適当ではないかと考えております。

続きまして、右肩14ページ目を御覧ください。ここからは、実績原価方式に基づく令和6年度分の接続料の改定等の内容でございます。

まず、ドライカップ接続料の御紹介でございます。こちらにつきましては右肩上がりの傾向が続いているかと思えますけれども、こちらの背景といたしましては、メタルサービスから光サービスへの以降等が進んでおりますので、それによって需要が継続的に減少している傾向があるところでございます。

今回の改定案におけるドライカップの令和6年度の接続料につきましては、NTT東日本・西日本それぞれ、費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものですが、それを上回る需要の減少トレンドが継続しているところもあり、令和5年度に比べて上昇している傾向でございます。

加えて、令和5年度から令和6年度を見ると、かなり強い増加でございますが、この点については、もともと右肩上がりのトレンドがある中で、令和元年度から令和5年度にかけて、少しグラフがへこんでいるように見えますと思いますが、この期間に、例えば、コロナといった要因もあり、経済活動が一定程度沈滞した影響もあり、一時的に上昇トレンドが結果的に相殺されているところがございます。やはり、経済もある程度回復傾向にございますので、もともとの上昇基調に加えまして、今申し上げたコロナからの経済回復から、ダブルパンチの結果として、増加の傾向が出ているものでございます。

右肩15ページ目を御覧ください。今申し上げた内容の詳細でございます。

NTT東日本・西日本それぞれについて傾向をお示ししてございますが、2つ目の丸にございますとおり、平成25年度と令和4年度を比較したときに、需要については約51%減っているわけですが、原価については、NTT東日本・西日本それぞれで4割程度の減少が出ているところでございます。原価の減少を上回る勢いで需要が減っているので、上昇トレンドが出ているところでございます。

こちらにつきましても、総務省で申請内容を精査いたしました。継続的な上昇トレン

ドであるところがございますので、引き続き内容精査する必要があると考えており、また、今後の推移については、しっかりと注視していきたいと考えてございますが、少なくとも接続料規則や電気通信事業法施行規則との関係で問題はないと思われまますので、こちらにつきましても認可することが適当ではないかと考えております。

続きまして、右肩16ページ目でございます。

こちらは若干細かい点でございますが、メタル、光ファイバを問わず、NTT東日本・西日本は、接続に係る工事費・手続費についても、実績原価方式により、毎年度算定しております。こちらについては、直近の賃金上昇等、様々な資材の調達価格の上昇といったものがあり、その影響を受けて、労務費・物件費が上昇しているもので、作業単金については、少し右肩上がりの傾向になっております。

続いて、右肩18ページ目を御覧ください。

その他の事項でございますが、今回の接続料規則第3条に基づく許可申請の内容でございます。いわゆる「3条許可」の申請内容でございます。

先ほども申し上げましたが、接続料の算定については、接続料規則に則った算定をすることが求められておりますが、こういった形で許可を申請して、許可されれば、例外的な対応も可能であるところでございます。

項目1の3につきましては、先ほど申し上げた加入光ファイバに係る調整額の扱いでございます。はじめに御紹介した内容でございます。

そのほか、特設公衆電話に係る費用の扱いに関して、項目1の1でございますが、災害時等に避難所等で無料で活用いただける特設公衆電話については、通常の公衆電話の接続料原価に含めて算定するという対応をしているところでございます。その対応に係る3条許可申請について、今回もこれまで同様に申請されたところでございます。

それ以外も含めて、今回は全て継続案件の3条許可申請を頂戴したところでございまして、全て内容は確認させていただきましたが、概ね問題ないものと考えられますので、こちらにつきましては許可することが適当と考えております。

続きまして、右肩22ページ目でございます。

こちらは冒頭御紹介いたしました、スタックテストの結果の御紹介でございます。

右肩22ページ目は制度の概要でございます。

固定通信分野における接続料と利用者料金との関係につきましては、サービス単位で見るときに、利用者料金の収入と、そのサービスの提供に用いられる機能の接続料総額を

比較した上で、差分が20%以上であれば特段問題なしとしております。一方で差分が20%未満となった場合、問題について、細かい内容を精査する形になっております。

右肩23ページ目以降は、サービスごとの検証の結果でございます。今回につきましては、昨年の「接続料の算定等に関する研究会」の整理等を踏まえて、「ひかり電話ネクスト」を新しく対象に追加した点と、従前対象としていた「加入電話」等につきましては検証対象から除外された点が昨年度からの差分でございます。

その上で、内容を確認しているところですが、NTT東日本・西日本それぞれの表中、「③差分」を御覧ください。検証対象となっているサービスそれぞれにつきまして、利用者料金の収入と、あと接続料総額の差分を確認したところ、差分が全て利用者料金収入の20%を上回っていると考えられますので、こういったことを踏まえると、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められないと考えられるものでございます。

右肩24ページ目についても、特段の問題はないと考えてございます。

以上を踏まえまして、冒頭、通し番号1ページ目、諮問書をご覧ください。

今、御説明したとおりでございますが、NTT東日本・西日本から頂いた今回の接続約款の変更認可申請につきましては、内容を審査し、諸法令との関係を含めて全て検討した結果、審査基準に適合していると認められますところ、認可することが適切と考えているものでございますので、こちらについて、電気通信事業法第169条第1号の規定により、諮問したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせをください。いかがでしょうか。

それでは、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員　藤井でございます。御説明ありがとうございます。

内容的に特に問題がある訳ではないのですが、右肩6ページの加入光ファイバの接続料の推移を見ますと、過去の事例では基本的に、申請を下回る額で乖離額調整されているかと思えます。今回、乖離額調整がプラスになっているところ、接続事業者に何らかの影響が考えられるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○竹内料金サービス課課長補佐　ありがとうございます。事業者の経営に係る影響という意味で申し上げますと、今後、こちらにつきましては2段階のパブコメをかけさせていただく予定でございますので、その中で、御指摘等をいただければと思っております。

それを踏まえて、対応が必要かどうか整理・検討してまいりたいと考えているところでございます。

ただ、内容を見る限り、直ちに極端な影響が出るとは考えづらいところでございますが、いずれにいたしましても、御意見等を踏まえた上で整理していきたいと思っているところでございます。

○藤井委員 承知しました。

今回、経済的に少し景気が良くなっているところ、金利が上がっているところが影響しているのかと思いますので、来年以降も、場合によっては、引き続き起こることではないかと思っています。接続事業者も、これを予定した形で考えていただけるのが良いと思いますが、この点、注意深く見守っていただきたいと思っています。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

それでは、相田委員、お願いいたします。

○相田委員 私も内容そのものではないのですが、藤井委員のご質問とも関係して、先日の能登半島地震で、各事業者にどの程度の影響が出るのかは、まだ少し見通せない段階かとは思いますが、今回の地震で非常に大きなコストがかかったとすると、それは接続料の将来原価及び実績原価にいつ効いてくるのか、教えていただきたく思います。

○竹内料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。

相田委員の御指摘ございましたとおり、現在、被害の規模等につきましては、事業者で確認しているところと理解してございますが、例えば、東日本大震災や熊本地震等の場合を申し上げますと、その発災から2年後等の接続料におきまして、災害特損が生じた場合の特損の接続料の原価への算入につき、3条許可申請があったと理解しています。

今般、そもそも被害の規模がどうなっているのか、今後の対応をどうするかについては、申請を出してくる事業者側の判断によるところもあるものでございますが、仮にそのような申請があった場合、総務省としてもしっかりと内容を分析した上で対応することが必要なではないかと現時点では考えているところでございます。

○相田委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段、追加の御意見がないようでございますので、本件につきましては、

当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をし、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見書招請は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は1月24日水曜日から2月21日水曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において、調査、検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめるということとしてはいかがかと思いますが、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨、決定することといたします。ありがとうございました。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正【諮問第3177号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3177号「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正」について、総務省から説明をお願いいたします。

○佐藤消費者契約適正化推進室課長補佐 総務省料金サービス課消費者契約適正化推進室の佐藤でございます。資料140-3、諮問第3177号に基づきまして御説明差し上げたいと思います。

1枚めくりまして、資料下の1ページ目、諮問書でございます。

消費者保護ルールの在り方に関する検討会での議論を踏まえて、電気通信事業法の一部を改正する省令の一部を改正することを考えてございます。これについて、電気通信事業法に基づきまして諮問させていただこうと思います。

具体的な中身については、2ページ目以降で御説明差し上げたいと思いますが、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期の明確化を図ることを、今般、予定してございます。

通し番号3ページ目にお進みいただきまして、改正案の中身、御説明差し上げたいと思います。

令和元年、電気通信事業法の改正によりまして、事業者の禁止行為として、利用者の利益の保護のため、支障を生ずるおそれがあるものを省令で規定することを可能化したところでございます。これを踏まえまして、令和4年の省令改正によりまして、契約の解除に伴い、所要の額を超える金額を請求することを禁止したところでございます。

例として書いてあるとおり、期間拘束の違約金について、1か月当たりの料金に相当する額に制限することで、利用者のスイッチングコストを低廉化すること等を規律しております。

また、この規定に合わせまして、既往契約等については、当分の間、当該規律を適用しないとする経過措置も設けたところでございます。

今般、消費者保護ルールの在り方に関する検討会におきまして、この規律の対応状況について確認、議論を行ったところ、当該経過措置の廃止に向けて、速やかに制度整備を行うべきとされてございます。これを踏まえまして、この経過措置の廃止時期等、明確化するべく必要となる省令改正を行うことを考えてございます。

まず、規律の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、契約の解除に伴い利用者が支払うべき金額として、一定の額を超える金額を請求することを禁止してございます。例えば、解約までに提供された通信役務の見払い金額がある場合には、その額、また、違約金等の定めがある場合には、1か月当たりの料金に相当する額に制限する内容を規定してございます。

併せて経過措置でございますけれども、この省令の施行された前日において現に締結されている契約、いわゆる既往契約といったものと、その当該既往契約の一部変更契約であるとか更新契約が経過措置の対象となつてございます。

通し番号4ページ目にお進みください。

今回の改正では、この経過措置につきまして、2025年7月1日をもって、期間拘束のない既往契約、それからその契約の一部変更契約、そして2025年7月以降の既往契約の更新に係る経過措置を廃止することを考えております。併せまして、2028年6月末をもって、経過措置全てを完全に廃止することを考えてございます。

廃止のイメージでございますけれども、2022年の7月に当該規律導入されまして、3年がたちます2025年7月以降は更新を不可とした上で、さらに3年がたちます2028年6月末をもって完全廃止することとしたいと考えております。これによりまして、現状、MNOの携帯電話サービスについては違約金発生しない設計となっております。

ますけれども、固定通信は引き続き違約金が発生する契約残ってございますので、当該契約について、違約金の額が一定額まで制限されるという効果が期待できるところでございます。

廃止の方法、廃止の時期感の考え方でございますけれども、当該規律が消費者保護のために導入されたものでございまして、なるべく速やかに廃止していくことが望ましいとの前提に立った上で、まず廃止の方法でございますけれども、一定の時点をもって経過措置を廃止いたしまして、一律にこの制限を課していくこととなると、勧誘行為が激化することが予想され、消費者トラブルを誘発する可能性もございます。まずは更新を不可とした上で、省令に不適合な既往契約を減らしていきつつ、長期の期間拘束契約に対応するためにも、併せて完全廃止時期も明確化してはどうかと考えております。

また、廃止の時期でございますけれども、消費者保護ルールの在り方に関する検討会の中で確認したところ、大半の期間拘束契約において、2年または3年で設定されているものが大半でございました。2025年7月には省令施行後3年が経過することになりますので、大半の契約において、少なくとも1度、更新期間を迎えることで、契約獲得に係るコスト回収が一定できていると考えて差し支えないかと思っております。

また、ヒアリングの中で、事業者からの声といたしまして、この経過措置の廃止にあたっては、システム改修等も必要になるので、一定の猶予期間も欲しいとのことでもございました。こちらに対する配慮としても、十分な期間設定かと考えてございます。

また、完全廃止の時期でございますけれども、一部の事業者においては、2年、3年を超える、例えば、4年、5年のような期間拘束を行っている例もございます。単に更新を不可といたしますと、この更新不可とするタイミングの直前に更新した人は、そこからさらに期間拘束が始まるわけでもございまして、2年契約であれば3回、3年契約であれば2回の更新のタイミングを迎えます2028年6月末を越えて、この不適合の契約を残るのは制度趣旨には反するだろうとのことで、このタイミングで完全廃止していきたいと考えてございます。

通し番号5ページ目までお進みいただきまして、現在想定しているスケジュールでございます。

諮問させていただきまして、2月に意見募集をさせていただいて、3月に答申をいただくことを考えてございます。その後、公布をいたしまして、2025年7月から本改正省令を施行したいと考えてございます。

通し番号6ページ目以降は参考資料となっております。消費者保護ルールの在り方に関する検討会、それから、さらにその次ページでは、現状の規定ぶりをつけてございます。

通し番号11ページ目以降が改正省令の案でございます。こちらお目通しいただければ幸いです。

また、通し番号14ページは参考といたしまして、省令改正に併せてガイドラインの改正もしようと考えてございます。こちらは諮問対象外となっておりますので、こちらも御参考でございます。

こちらからの御説明、以上となります。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。いかがでしょうか。

それでは、西村真由美委員、お願いいたします。

○西村（真）委員　御説明ありがとうございます。

この既往契約の解消に向けた動きについては、大変望ましい方向だと思って、感謝しております。

似たような話で、移動通信事業者の違約金制限がかかったときも混乱しました。新プランに乗り換えれば違約金が安くなるような話で、なかなか積極的に契約を変えないみたいな話があつて混乱したことを思い出しておりますので、移行がスムーズに行くように、事業者におかれましても手数が少なくて済むような方法を考えていただきたいな思っております。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。総務省いかがでしょうか。

○佐藤消費者契約適正化推進室課長補佐　　ありがとうございます。まさに利用者利便にかなうような対応を事業者の皆様には取っていただければと考えてございます。そのためにも省令改正の施行まで一定の猶予期間がございますので、この間に適切な改正がなされることを期待したいと思います。

○三友部会長　　大変重要な御指摘だと思いますので、その点、よろしく願いをいたします。

そのほかいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、本件につきましても総務省から諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をし、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見書招請は1月24日水曜から2月27日火曜までといたしますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。その旨、決定したいと思います。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

この機会に、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局です。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げたいと思いますので、皆様、またよろしく願いいたします。

事務局以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。

閉 会